

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税do.S2
2. 特定個人情報ファイル名	
控除申告書（eLTAX）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・別表 項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課
②所属長の役職名	しごと定住促進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 TEL 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	経済観光部しごと定住促進課 TEL 0858-24-5478
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。登録したマイナンバーは複数人で確認を行い、作業記録を残していること。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報を扱うシステムへアクセスできる者を事務取扱担当者に限定している。また、委託先の作業中区画に関しても、複数の監視カメラにて24時間365日業務を監視しているため、特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月14日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	評価書の記載項目改正に伴う変更
令和4年5月19日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	ふるさと納税マイナンバー管理システム(Excel)	ふるさと納税do_S2	事後	
令和4年5月19日	Ⅰ 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル	控除申告書(eLTAX)	事後	
令和4年5月19日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施期間における担当部署①部署	倉吉市 企画産業部 商工観光課	倉吉市 生活産業部 商工観光課	事後	
令和4年5月19日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画産業部商工観光課	生活産業部商工観光課	事後	
令和4年5月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年5月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月1日時点	2022/5/6	事後	
令和5年6月2日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	倉吉市 生活産業部商工観光課	倉吉市 経済観光部しごと定住促進課	事後	
令和5年6月2日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	商工観光課長	しごと定住促進課長	事後	
令和5年6月2日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	生活産業部商工観光課	経済観光部しごと定住促進課	事後	
令和6年9月2日	Ⅰ -3	・番号法第9条第1項 別表第一項番16 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和6年9月2日	Ⅱ -1	令和4年5月6日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	Ⅱ -2	平成30年12月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅱ -1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅱ -2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅳリスク対策-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2) 十分である	事後	
令和7年9月24日	Ⅳリスク対策-8.人手を介在させる作業	—	2) 十分である	事後	様式変更に伴う修正
令和7年9月24日	Ⅳリスク対策-8.人手を介在させる作業-判断の根拠	—	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 登録したマイナンバーは複数人で確認を行い、作業記録を残していること。	事後	様式変更に伴う修正
令和7年9月24日	Ⅳリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	2) 十分である	事後	様式変更に伴う修正
令和7年9月24日	Ⅳリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報を扱うシステムへアクセスできる者を事務取扱担当者に限定している。また、委託先の作業中区画に関しても、複数の監視カメラにて24時間365日業務を監視しているため、特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正